

平成28年度 小規模多機能型居宅介護事業所あすなろ 事業計画

1 基本方針

あすなろにおいて提供される小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の内容に沿い、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう、利用者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

地域社会の一員として地域住民、関係機関との連携を図り、地域福祉の向上に努める。

2 重点事項

(1) 利用者の居宅生活継続の支援

- ① 利用者の状態・希望に沿い、通い・泊り・訪問を柔軟かつ適切にサービス提供できるよう努める。
- ② 利用者一人ひとりの人格を尊重し、家庭的な環境と雰囲気の下で日常生活を営むことができるよう努める。
- ③ 入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能、生活機能の維持又は向上に努める。
- ④ 自分らしい生活を実現するための援助計画（ライフサポートワークプラン）について、計画作成のレベルアップを図り利用者一人一人に合った計画を作成し、職員の共有を図ることで計画に基づいたサービス提供が実施されるよう努める。

(2) 利用者の安全確保、健康管理、衛生管理

- ① 入浴・排泄・食事等介護における技術の研修を行い、各種マニュアルを周知し適切な介護サービスを提供することで介護事故防止等のリスク管理に努める。
- ② 利用者又はその家族等の個人情報について、秘密保持を厳守し保護に努める。
- ③ 非常災害その他緊急事態が発生した場合に、避難等適切な措置を講ずることができるよう避難訓練・防災訓練を実施する。また非常災害・防災マニュアルの見直しと周知、食料備蓄の調整と管理を行う。
- ④ 健康チェックや通院援助を行い、医療機関との連携を図りながら利用者の健康管理に努める。
- ⑤ 定期的な清掃、消毒等必要な措置を行い、常に衛生管理に留意し感染症対策に努める。また職員においては、衛生管理及び感染症対策に関する知識の習得に努める。

(3) 連携・交流

- ① あすなろサロンを定期的で開催し、地域の活動へ積極的に出向くことで日常的な地域との交流が図られるように努める。
- ② 宮古市、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉サービス等、各関係機関との綿密な連携を図り、適切なサービス提供及び運営管理に努める。
- ③ 地域住民の代表者及び関係機関の代表者等をメンバーとし、「運営推進会議」を設置、開催することで地域との意見交換・交流の場とする。また、地域の把握や連携を図るため運営推進会議の活用を検討・実施する。
- ④ あすなろでの活動について理解を深めていただくために「あすなろまめ新聞」を発行し、地域への周知と内容の充実化を図る。

(4) 職員・サービスの資質向上、専門生の向上

- ① 職員が自らを高めようとする意識を持ち、内部研修の計画作成及び実施、外部研修への積極的な参加を行い専門技術・知識の習得を図り職員の資質向上に努める。
- ② 自ら提供するサービスについて評価を行い、その結果について運営推進会議において報告し、助言や意見をいただきサービスの資質の向上に努める。

(5) 業務の改善、向上

- ① 業務に関する問題点を検討し改善するための会議を開催し、日常業務の効率化と利用者本位のサービス提供に努める。
- ② 適切で質の高いサービス提供のため人材の育成と確保に努める。また利用者が快適に過ごし、地域の方々が利用しやすい事業所作りのため環境の整備を検討する。